

大分県報

令和八年
第七〇八号
五月二十六日

（火曜日）

目次

告示

指定納付受託者の指定 一

公告

契約者等の公示（二件） 一

○告示

大分県告示第二百二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第二項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和八年五月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 指定納付受託者の名称及び所在地

名称	所在地	指定をした日
株式会社NTTデータ	東京都江東区豊洲三丁目三番三号	令八・四・一

二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等

クレジットカードの利用により納付する一般旅券申請手数料

三 指定期間

指定をした日から令和九年三月三十一日まで

○公告

次のとおり契約者等について公示する。

令和八年五月二十六日

令和八年五月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 随意契約に係る借入物品の名称及び数量

電子計算機装置 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県総務部税務課

大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

令和八年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社J E C C 営業統括本部長 石崎 洋

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 随意契約に係る契約金額

七千八百九十四万四千七百二十二円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当

次のとおり契約者等について公示する。

令和八年五月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

プログラム・プロダクトの使用及びサポート 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県総務部税務課

大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

令和八年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通Japan株式会社 西日本公共ビジネス統括部（大分） 統括部長 長尾

大分県報（告示・公告）

一

勇 一

大分市東春日町十七番五十八号

五 随意契約に係る契約金額

五千九百四十五万四千三百八十四円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当